静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)の一部を 次のように改正する。

第15条中「ある職員」の次に「(次項及び第20条第2項において「管理監督職員」という。)」を、「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条第1項中「、第9条」を削り、同条第2項中「第4条に規定する職にある職員」を「管理監督職員」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。